

【委員会記録】

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13 時 06 分)

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の9月定例会提出予定議案について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】(資料①)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第5号 徳島県防災会議条例の一部改正について
- 議案第6号 徳島県災害対策本部条例の一部改正について
- 議案第7号 水道法施行条例の制定について

【報告事項】

- 南海トラフの巨大地震による国の津波高・浸水域等及び被害想定について
- 震災対策推進条例(仮称)修正素案について(資料②)

納田危機管理部長

危機管理部から9月定例会に提出を予定いたしております案件につきまして、お手元にお配りしております委員会説明資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

お手元の県土整備委員会説明資料の1ページをお開きください。

危機管理部における9月補正予算(案)といたしまして、表の補正額の計の欄に記載のとおり、7,444万6,000円の補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は25億4,539万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございます。

三連動地震に備え、新たな被害想定を踏まえた津波啓発用コンテンツを制作するなど、防災センターの啓発機能を充実する経費として、1,250万円を計上いたしております。

また、緊急処理事態における関係機関相互の情報連絡・調整要領を検証するため、国民保護法に基づき、共同図上訓練を実施する経費として531万7,000円を計上しており、危機管理政策課全体で1,990万1,000円の増額補正を計上しております。

続きまして、3ページをごらんください。

南海地震防災課でございます。

当初予算に引き続き、津波に対する防災対策を緊急的に促進するため、沿岸市町が行う津波対策事業に対し、総合的な支援を行うために要する経費として 3,000 万円を計上しております。

また、総合情報通信ネットワークシステムの再整備において、インターネットに接続可能な衛星通信システムの導入の検証などを行う経費として 490 万円を計上しており、南海地震防災課全体で 3,740 万 1,000 円の増額をお願いするものであります。

続きまして、4ページをごらんください。

安全衛生課でございます。

吉野川市、つるぎ町における食の安全・安心のための取り組みや消費者問題に係る啓発事業の実施を支援するための経費など、1,714 万 4,000 円を計上しております。

続きまして、5ページをごらんください。

その他の議案等といたしまして、条例案を3件提出予定としております。

1点目は、徳島県防災会議条例の一部改正でございます。

平成 24 年6月に災害対策基本法の一部が改正され、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者などが新たに加えられたことにかんがみ、徳島県防災会議の委員及び幹事を増員するなどの必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

2点目は、徳島県災害対策本部条例の一部改正についてでございます。

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の条ずれを整理するものでございます。

3点目は、水道法施行条例の制定についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正されたことに伴い、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について条例で定める必要が生じたため、条例の制定を行うものでございます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては以上でございます。

なお、この際、2点御報告いたします。

まず1点目は、南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定についてであります。

去る8月 29 日、国から南海トラフの巨大地震に伴います津波高、浸水域、震度分布及び被害想定が公表されたところであります。その中で、徳島県において最大津波高は美波町で 24 メートル、震度は県内 24 市町村のうち 18 市町で震度7、最大死者数は約3万 3,300 人、家屋の最大全壊数は約 13 万 3,600 棟。また、全国における死者数についても最大 30 万人を超えると想定されており、まさに国難と云うべき地震・津波災害となる大変厳しい内容でありました。この公表を受け、同日直ちに震災対策会議を開催し、正確な情報の周知徹底を初め、4項目について取り組むことといたしました。

9月2日には国の研究機関や大学などの学識経験者からなる津波浸水・地震動被害想定プロジェクトチームを開催し、本県独自の津波浸水予測図の策定に際し、重要な要素となる堤防機能の取り扱いなどについて意見をいただき、方針を決定したところであります。

さらに、9月5日には知事を先頭に南海トラフの巨大地震に備える特別措置法の制定、三連動地震など自然災害に備える社会資本整備の推進など、合わせて 11 項目の緊急提言を国に対して行ったところであります。

今後は、本県独自の津波浸水予測をできる限り早期に策定、公表するとともに、国や市町村との連携のさらなる強化を図り、地震津波防災減災対策を加速させてまいりたいと考えております。

2点目は、徳島県震災対策推進条例(仮称)の修正素案についてであります。

去る2月定例会におきまして、条例素案の御報告をしたところでありますが、その後、24市町村を初め、医療・福祉、経済、保安関係など69団体を訪問し、御意見をいただいたところであります。

また、9月3日には震災対策推進条例(仮称)策定検討委員会を開催し、市町村などからの御意見を踏まえた修正素案を検討していただいたところであります。

当条例案につきましては、今議会において委員各位の御意見をお伺いするとともに、今後パブリックコメントを実施するなど、幅広く県民の皆様からの御意見を聴取し、早期制定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

また、この条例が県民の皆様にとってより親しみ深いものとなるように、パブリックコメントにあわせ、愛称を募集することとしております。

なお、条例の素案の本文につきましては、委員会資料(その1)として、お手元に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

岡委員

少しだけお聞きしたいと思います。

県独自の浸水予測が出るということですが、つい先日、国のほうから発表された数字がございます。県独自ということで、それに何らかの数字を足したり掛けたりすると思いますが、具体的にたくさんあるのであれば、何か代表的な事例でも挙げて、どのような考え方を加味し、県独自の浸水域の予測を出すのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

楠本南海地震防災課長

8月29日、国のほうから津波浸水深が公表されました。これに関して市町村に対し、御説明申し上げたところでございますが、実際、あの地図では住民の方に御説明するハザードマップとして、すぐには使えないという面がございます。県独自というのは、大きい例でいけば2級河川の状況、データなどを新たに国のデータにつけ加え、そのシミュレーションを行う。それから堤防などの取り扱いというのがございますので、その件に関しても県のほうで検証を行うといった点が県独自であると思われます。国

のデータに追加しまして、市町村のハザードマップや避難計画に使えるような最終的な津波浸水の予測図を作成し、公表する予定であります。

岡委員

それはいつごろ出てくるのでしょうか。いつごろには出せるということで、時期をお聞きたいと思います。

楠本南海地震防災課長

国に対しまして、シミュレーション上での各種データを早急に提供するように申し入れております。各県に対し、9月下旬にはデータを提供できるというようなお話を国から聞いております。県のほうでも9月2日にPTを行いまして、方向性について御意見をいただいております。県としましては、各種データの整備や準備を進めておりますが、国の提供データに関するいろんな精査がありますので、1カ月程度は必要というふうなスケジュールで、現在作業を進めております。

岡委員

11月ぐらいということで、大体よろしいですね。先ほど楠本南海地震防災課長のほうからもお話がありました。一応最終決定版ということでよろしいですね。今までいろんな浸水の予測というのが出てきました。県のほうから昨年12月に、また国のほうから3月に新たな想定と8月に新たな数値、さらに県が新たな数値を出すというようなことに対し、私は市町村や一般の方々が非常に大きな混乱をしているのではないかと危惧を持っております。ある程度固まった数字が出なければ、対策のとりようがないと思えます。

実際、8月末に出された国の今回の想定を見てみると、和歌山県においてはかなり津波の高さが上がっていると。今までつくってきた津波の避難タワーが全部沈んでしまう。今までやってきたことは何だったんだろうというようなことが、県内でも起こってくるのではないかと危惧を持っております。実を言うと、去年の6月だったか9月だったかはっきりと覚えていないのですが、補正予算をつけたということで、担当の方に一度お話を聞いたことがあります。何の補正予算ですかということを聞きますと、地域から要望があるため、津波対策の予算をつけますと。想定はできているのですかと聞きますと、県独自の想定を12月に出しますと。委員会の場所では話をしていないのですが、担当者呼んで、想定もないのに一体何を建てるためにあなたたちは予算をつけるのですかという話をしたことがあります。急がないといけないということもわかりますし、想定外を想定するという言葉も出てきているように、自分たちの想定以外のことが起こらないようにできるだけ想定しなければならないということもわかるのですが、それを言い出すと切りがない。本当にばかげた話ですが、大きい地震が来ると地球が割れることがないかと言われたら、ないとは否定ができないと思えます。どんなことがあるかわからないが、今の技術や科学における最高の知見を使って、できる限りの想定をする。それに対し、どのような対処を実施するのかということを考えるのが恐らく防災・減災対策の根本の考え方ではないかと思えます。11

月くらいには出るということですが、地域の皆さん方の命を守る、また財産を守るような対策をできるだけ早急にとり、しっかりと検討を進めていただきたいと思います。

寺井委員

震災対策推進条例の素案が出ておりますので、ちょっとその件につきまして質問させていただきたいと思います。

まだちらっとしか見ていないのですが、最終的にまとめたのはいつごろですか。地元で新しい庁舎ができるということで、6月議会の委員会ですらちょっと質問をさせていただきました。今、用地買収等々も進んでいるわけですが、この条例の素案ができる時、これに沿った相談があったのか、その辺も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

松野危機管理部次長

現在修正している条例の素案について、いつできたかという御質問でございますが、2月に条例素案を起こさせていただいた後、市町村や関係団体を回りまして、御説明するとともに御意見をお伺いしたところでございます。9月2日に条例策定の検討委員会を開催いたしまして、そこで修正素案を提示して、また御意見をいただき、その後の修正もでございますが、その時点でほぼ現在の形に修正したところでございます。

寺井委員

ごく最近にできたということでございますが、くしくもきょう徳島新聞に中央構造線の地図が出たわけでございます。残念ながら阿波市の部分が出ておりません。先日の議員勉強会のときにその地図を渡されたそうですが、実は欠席しておりまして、資料をいただいていないのですが、この条例案を見てみると、まず1ページ目の定義のところ特定活断層という部分があります。長期評価が行われている中央構造線断層帯のうち、讃岐山脈南縁に係る部分との指定があるわけでございます。その中で、活断層等々の上に直接建たなければというような部分もあるのですが、本当にそれだけで安全が守られるのかなという不思議な気もいたしております。特に今度は庁舎ということでございますので、今分散している職員が一堂に集まって、約500人もの人たちが毎日そこで仕事をする。その上に隣接して学校給食の場もつくるといようなお話でございます。さらに大きな講堂みたいなものができるという話を聞いております。また、深層崩壊という言葉も新聞に大きく報道されておりまして、表層の災害というふうな指定も受けている中、その場所が県としてのそれぞれの条件を満たして認定されたものとなっているわけでございます。仮に事故がなければ一番いいわけですが、認定及び許可をしたことについて、県の責任は全然ないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

納田危機管理部長

ただいま、寺井委員さんのほうから阿波市の庁舎のことについてのお問い合わせがございました。

今回の活断層図を公表する際、県内にいろんな種類の活断層図がございました。今回の活断層の検討委員会におきまして、それぞれの精度についてはほとんど差異がございましたが、細かい部分で少しのずれがございました。検討委員さんの中でそれらみんなを個別に調整していただきまして、ここは地形的に見ればこれが危ないだろうというふうなことを今回確定した上で出させていただきました。特に、今回の図面の中で、これまでの4種類の図面の中にあった部分から除外している部分などもございます。これは今回の条例の対象になる部分から考えてみましてもすぐに動く可能性は少ないだろうということもあって、除外された部分もございます。ちなみに阿波市役所部分の付近につきましては、私どもで1回見させていただきました。その部分を見てみますと、確かに今回の活断層の部分からは少し外れております。外れているから安全だというふうなことについては、そこは過去にそういう調査の結果があったということもございますので、事業者において個別にボーリング調査並びに詳しい調査をするほうがいいのではないかという示唆をさせていただきまして、阿波市の庁舎建設に当たりまして、その点につきましては今の段階で条例に反することもないし、安全でないかと考えております。県の責任という点でございますが、そこは施設管理者としての立場は当然でございますが、今回の条例を前提として、県としても市に対してできるだけのアドバイスをさせていただいたと考えております。

寺井委員

今、御答弁いただいたわけでございますが、後の調査については市がやるべきものだというふうなお話でございます。御存じのとおり、今議論されている原発の問題で、活断層の上にあるかないかというお話が後から出てきています。それを市がする場合、建築をするほうですからどの辺まで調査をするのかよくわかりません。実は知事がきょうの昼食会るとき、今回の補正も含め、災害等々について大所高所から財産並びに生命を守っていかなければならないというようなことがあった中で、条例ができたとき、ちゃんとそれが適した部分であるのかという心配をしております。県としてはそんなに大きな責任を問われないという話でございますので、そのように理解をしたいわけですが、非常に心配なのは、やっぱりそこに4万人近い住民が住んでいますので、本当にそれでいいのかという部分があります。これも市の責任の中で、そういう周知活動をしていかなければならないのかなというふうに感じるわけでございますが、今後につきましても非常にクローズアップされていますので、いろいろ御支援をいただきたいなと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

岸本委員

ちょっと関連して今の条例の活断層の件ですが、条例案の11ページ、特定活断層に関する土地利用の適正化等について、②知事は公示をしなければならないということで、きょうも新聞にも載っていましたが、どの辺の活断層の真上であるといった表示があるのですが、両サイドどれぐらいであるかといったものがこれから公示されるのですか。

松野危機管理部次長

条例の特定活断層調査区域の幅の決め方の御質問でございますが、きのう公表させていただいた活断層図の中から規制をかけるという活断層を決めまして、その中で活断層の影響、活断層があるということによって強い揺れが考えられますが、そのほかにずれにより大きな被害が出るということで、今回条例の中で考えておりますが、そのずれに対応する建物の土地利用適正化を図っていただきたいということで、そのずれの影響を外していただけるように建物をその活断層上から避けていただく。その場合に活断層調査区域というのを指定するわけでございますが、その幅につきましては、活断層自体が数メートルから10メートル程度の影響幅ということでございますので、それを含めた全体幅で数十メートル幅を指定して調査区域としました。その中で建築物を建築しようとされる方、事業者がそういう活断層の調査をして、それぞれその確定をしていただくということでございますので、幅についてはまだ具体的に何メートルというふうに決めておりません。これについては、活断層の検討会の先生方の御意見を伺いながら今後決めていくこととしております。

岸本委員

そこに近いところにお住まいの方ないしは真上にお住まいの方というのは知らされるわけですね。その幅が決まって、ここはその地域に指定されましたということは、現在住んでいる皆さんに対し、個別に知らせるという理解でよろしいですか。

松野危機管理部次長

特定活断層調査区域につきましては、5,000分の1の地図で示していこうというふうに考えております。その中で区域における幅を決めて、四角で囲んだ形が特定活断層調査区域ですというのを示し、その中で建築しようとする場合、調査をしていただくというふうに考えております。

岸本委員

大体めどはいつぐらいでしょうか。スケジュール感のほうは。示されるのは。

松野危機管理部次長

条例を制定後、地元市町村長の御意見を聞き、場所を決めていくという形になりますので、条例制定後のスケジュールとなります。

岸本委員

わかりました。また今後も委員会がございますので、確認させていただきたいと思います。

最後に1点ですが、この前の国が示した分で、徳島県においては冬の深夜で3万3,300人の方がお亡くなりになるという予想が出ています。部長にお伺いします。これから対策等々を組んでいくわけで、余りいい目標ではありませんが、今後の対策について、死亡者数をどうしようと考えていますか。

納田危機管理部長

今回の内閣府の発表におきまして、今、岸本委員からお話がありましたように徳島県内では最大3万3,300人の死者が想定されております。この3万3,300人という数字につきましては、冬の深夜という時間帯を想定されたものでございます。それはやはり皆様方が家の中にいる、なおかつ深夜で避難しにくいというふうな状況のもとでの推定の数字であると聞いております。この数字につきましては、国のほうからの同じ資料の中で削減する方法はいろいろ考えられると。その1つとして、避難ビルの設置や素早く避難し、声かけをして避難をすると。そういう方法によって、8割から9割減少できるのではないかと提言もございます。県としましては、3万3,300人という非常に憂慮すべき数字だと考えてございますが、その削減のためにさまざまな対策、特に逃げるという視点において対策をすることが一番ではないかと。そのためには公助だけでは対応し切れない部分がございますので、住民の皆様方に自助、共助という点、それは今回の補正でもお願いしておりますが、避難対策をどういうふうにつくるか、各市町村においてどういうふうな考え方を持って進めていただくかというようなことについても支援しながら進めてまいりたいと思っております。

岸本委員

なかなか話しにくいと思いますが、目標はゼロですね。死亡者数はゼロ。防災から減災にというふうにいろいろ変わりましたが、災害でお亡くなりになる方はゼロだと。ゼロのために今後何をどうしていくかということがあるのではないかと思いますので、ぜひともゼロを目指してほしいと思います。その中で建物倒壊、津波、急傾斜地など、いろんなところでいろんな災害の形でお亡くなりになる方が出ているというふうになっておりますが、市町村別、地域ごとというのは出ていますか。

楠本南海地震防災課長

今回、国が公表した被害想定におきましては、市町村ごとの数字は公表されておられません。確認をしましたが、国においては全体的な大きな対策をするためのものであり、都道府県単位で公表するため、市町村単位の分は示されておられません。

岸本委員

ゼロを目指すという観点に立ちますと、建物の倒壊、これは耐震化等々、津波、急傾斜地と各市町村によっては対策をしてもちよつとずつ違うと思います。早急にこの被害想定というのを各県内の地域ごとに設定していただいて、それぞれの地域に合った対策を講じてほしいというふうに思いますので、きょうは要望ということですが、ぜひともっと県の想定を出して、それをもっと小さい単位に落とし込んで、そこで個別に対応ということスピード感を持ってやっていただきたいなというふうに思います。また付託委員会で続いて質問させていただきたいと思いますので、お願いします。

岩丸委員

1点だけ確認させてください。

先ほど部長のほうから御説明いただいた中で、南海トラフの地震によって相当高い津波になることが予想され、それぞれの震度についても震度7というのが18市町という説明がございました。その中で、昭和57年に建築基準、設計基準が変わって、それ以降、その基準で設計されたものは耐震性があるというような話を伺っているわけですが、昭和57年以降というのは震度的にはどの程度までいけるのか。そこら辺についてちょっと確認させてください。

楠本南海地震防災課長

昭和57年に新耐震基準というのができまして、阪神・淡路大震災のときに多く倒壊した結果事例として、新耐震基準を満たしている建物であれば一気に崩れないと。建物そのものの被害は出るのですが、新耐震基準であれば震度6強ぐらいでも一気に崩壊しないということであります。ただ、震度7というのは上限がございませんので、後は専門的なものになりますが、震度というよりはそれぞれの地震の加速度に対応するということで、Isとかいろいろあります。一応、そういった震度6強レベルでも一気に崩壊しないということがございます。

岩丸委員

震度6強と震度7を比べ、どれぐらいのパワーの差があるのかちょっとよくわかりませんが、相当の差があるのはよく聞きます。県営関係もほとんど耐震化ができたわけですが、18市町で震度7というふうに予想された場合、これまでしてきたものがほとんど役に立たないのかなと。津波の高さではないのですが、そういうふうなことも懸念されますので、そういうことに対し、どういうお考えであるのか、少しお伺いしたいと思います。

楠本南海地震防災課長

委員御指摘のとおり、今回の震度7という数字が全国的に非常に多く出ました。実際、震度7の地震というのは、阪神・淡路大震災以降も経験しておりまして、今回の東日本大震災でも震度7というのがございました。ただ、震度7というのは上限がないということで、加速度で2,000ガルといった数字がございまして、防災拠点施設であれば通常の新耐震基準の最高1.5倍というような重要度係数を掛けるなど、それぞれの施設によっていろんな基準があります。ただ、震度7に対し、どういった対策をするのかということについて国から明確なものは出ていませんが、ただいまの新耐震を満たしていれば、全倒壊は確率的に非常に少ないというような傾向が出ております。

岩丸委員

わかりました。震度7が最高なんですね。またいろいろ勉強もさせていただきたいと思うわけですが、震度6強でもつというのであれば大丈夫だろうと私自身も思うわけですが、震度7ということになってきたら、例えば住宅について、今でも耐震改修がなかなか進んでいませんが、これはしても仕方がないのかなということになったらいけないと思います。そういうことも含め、いろいろ研究を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

長尾委員

御説明をいただいた説明書の中で、6月議会で提案させていただきました県立防災センターのPR用のDVDについて、阪神・淡路大震災のときの映像をまだやっているということで、今回の3.11の教訓を生かすべきものをつくるように御提案を申し上げました。今回、新規で防災センター整備事業1,250万円、これはそのDVDの予算だと思うのですが、早期に対応していただいたことを評価したいと思います。そこで、このDVDはいつから上映されるのか。それがもし決まっている、もしくはめどがあれば教えていただきたいと思います。

それから、先ほどの説明の中で、徳島県防災会議の委員のうち、知事が指名または任命する者を5人増員し、40人以内とすることとしたと。これですが、3.11前もそうでしたが、避難所などにおける問題で、やはり女性の視点というものが非常に大事であります。40人以内ということですが、県として委員を何人つくって、そのうち女性を何人任命するつもりなのか教えていただきたい。また、防災会議の幹事を5人増員し、50人以内とすることとしたと。これも幹事を何人つくって、そのうち女性を何人にするのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

宮内防災人材育成センター次長

ただいまの御質問ですが、6月の委員会で御要望いただき、これを受けまして、タイムリーな時期に津波啓発用のDVDを製作することとなったわけでございます。センターで放映できる時期でございますが、今のところできるだけ早い時期に放映できるようにするため、今後準備を進めていきたいと考えております。というのも国から出た詳細におきましても早い段階での避難、これを県民に広く知っていたらというPRも含め、県民が理解しやすいような形のDVDの製作を考えており、今年度の早い時期のうちに放映できるようにするため、今後職員一同進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

楠本南海地震防災課長

防災会議の委員の女性比率でございます。

ちょっと今回の御説明をさせていただきますと、県条例で定めます委員というのは、四国管区警察局といった国の機関における委員という定めがございます。数字的なもので全体を申しますと、国が指定している委員も含め、現在、防災会議の委員が52名います。そのうち女性が10名ということで、女性比率は19.2%でございます。これは昨年度で言うと、徳島県の女性比率が全国で一番多い状況でございました。各県も女性比率をふやしていくということで進めております。今回、追加で人数をふやす分について、国のほうの法律におきまして、自主防災組織でありますNPO、それから学識経験者などを新たに委員に加えることができるということで、私どももなるべく女性委員に御参加いただきたいと考えております。ただ、国の機関といったところで自然と役職などが決まってくるため、そういったこともございますが、なるべくそういった方向で検討していきたいと考えております。幹事につきましては、それぞれの機関の専門の担当官などがつきますので、女性を選ぶというのはなかなか難しいですが、そうい

った面におきまして女性の御意見をお聞きするということで、なるべくそういった幅広い方々から御意見をいただけるように防災会議の委員、幹事については選任したいと考えております。

長尾委員

啓発用のDVDについては、年度内の早いうちにということですが、当然、業者さんに発注していると思います。県はいつまでにつくるように業者さんに言っているのですか。

柿成防災人材育成センター所長

補正予算でございますので、議決をいただかなければ執行できません。また、それ以降、契約の問題がございます。私どものほうも久しぶりにつくるため、できるだけいいものをつくりたいということで、CGを使ってやりたいと思います。そうすると、業者さんも時間がかかると思います。年度内を目標にやっていきたいと思います。

長尾委員

ぜひいいものをつくっていただきたいと思います。

委員の女性比率ですが、全国第1位ということは大変評価すべきことだと思います。追加の分についてもぜひ女性の視点をさらに取り入れ、検討していただきたいと思うし、幹事についても委員同様、しっかり女性の視点を入れたらいいのではないかと思います。きょうの危機管理部の答弁する人の中で、女性はだれもいません。そういう意味からすると、危機管理部の委員会も本当は女性がいてもいいのではないかと思います。詳しくは付託委員会でやりたいと思います。

黒川委員

この間の勉強会は大変勉強になりました。その中で三連動から四連動までの話があり、それで死者ゼロを目指しているのですが、そうは問屋が卸さないというのが南海トラフの巨大地震だと思います。中央防災会議において、自助、公助、共助で助かる率については、自助が70%、共助は20%、公助は10%という数字が出ております。そうした場合、それはどこを想定して、そういう数字が出ているのかということもあります。死者ゼロにするにはまずは逃げろという話もありますが、震度6や震度7となった場合、揺れはどれぐらい続くと考えていますか。

楠本南海地震防災課長

揺れに関しましては、南海トラフにおける地震は東日本大震災より近く、震源域も大きいので、揺れが相当続くであろうと考えております。学者の先生によっては、いろんな余震も含め、物すごい時間を言う人もいらっしゃるのですが、国ではそういった強い揺れが3分程度続くであろうと言われています。

黒川委員

3分という話もありますが、高知県の公式データによると、高知県では 100 秒続くと言われていました。実はこの間、美馬市で防災訓練がありました。震度7の起震車に入ったら立ちっぺられないし、震度6強でもじっとしてられない。ということは、震度6や震度7が 100 秒続いたら、まず逃げろと言っても逃げられない。冬の夜中に来た場合、まず逃げろと言っても逃げられないということになります。高知県の場合は 100 秒という使い方をしていますが、地震学者では3分と。これではどうにもこうにもならない。逃げるにも逃げられない。そういった中で自助という問題が大事になってきて、最終的には耐震という問題に入ってきてます。その中で、南海地震対策課、危機管理部が対応する問題かどうかわかりませんが、危機管理部はオピニオンリーダーか、もっと言えばどれほどの実効性、指導性があるのか。例えば県道の管轄は県になります。市町村道になれば市町村が管轄になります。青線になったら市町村になります。そういった件について、県の危機管理部がどう指導性を発揮するかということによって、3万 3,300 人をいかに減らしていくかという問題になってきますが、県及び8市 15 町1村の指導性までを含めて話をするわけでありますが、徳島県は自助で命を助けるということで、木造の耐震化の問題が出ております。昭和 56 年5月 31 日以前の旧耐震基準でやっている場合、耐震改修という話が出ていますが、地震や津波が来たとき、逃げ道をふさがれるという問題があります。勉強会でもちょっと言いましたが、市町村道に隣接しているブロック塀が倒れる問題、青線や市町村が管理する河川、それから県が管理する河川もありますが、ここで建物が倒壊したりブロック塀が倒れたことによって、そこで水がたまって床下浸水などが起こる。こういった問題が想定されます。そうした場合、旧耐震による耐震改修も遅々として進んでいませんが、それ以外のブロック塀に対してはどうするんだという視点が徳島県にはありません。嘉見委員がいらっしゃいますが、阿南市のほうでブロック塀が倒れてきたらどうにもこうにもならない道がいっぱいある。これは市町村の管轄ですが、県道だってある。そういう意味で、ブロック塀に対し、どういことをするのかということをしかり指導しないといけない。また、ほかの県では木造だけでなく、非木造に対しても補助金を出しています。昭和 56 年5月 31 日以前については、非木造もあります。今、徳島県では木造が9万戸、それ以外に非木造があります。こういった問題に対し、県のほかの部署、教育委員会や県土整備部がありますが、本当に死者ゼロを目指すのであれば、こういったところを逃げれるようにする。逃げ道をふさがないようにしかり対応しないといけないと思うのですが、いかがですか。

楠本南海地震防災課長

御指摘のとおり、今回の国の想定死者数が多いのはやはり深夜ということで、すぐに逃げられないため、逃げる行動を起こすには5分はかかると。それが冬であれば避難の時間がかかるとということで、大きく死者数が出ております。まずは揺れに耐え、きっちり避難路を確保することをしなければならないところでございます。南海地震防災課としましては、それぞれの部局で持っている道路、建築物については、とにかく安全というのが基本でございますので、それぞれの専門のところでまとめ、それから私もシミュレーションを行い、いろんな地震動のリスクがあるということで、それぞれの対策を取りまとめ、進めていくというような部署となっております。私どものほうとしましては、そういったいろいろな対策の検討をお願いしたり、市町村に対しても地域防災計画上でそういったものを位置づけていただくとい

うような指導はしております。具体的な部分については、それぞれ県や国の制度があり、また縦割りの関係もございますので、それぞれ専門のところで具体的に対応していただくほうが一番確かなものと考えております。

黒川委員

徳島県はブロック塀に対して出していないでしょ。それから非木造のものも出していません。出している県もあります。ゼロを目指しながら木造に特化している。木造オンリーになっている。ゼロを目指すのであれば、想定されるブロック塀や非木造に対し、他県に学びながらしっかりやってほしい。そうしないと今度の直下型地震の問題も一緒です。活断層の問題についても確かに不鮮明なところがあります。180 キロメートルあると言いましたが、60 キロメートルだけが実線。そこについては大体わかるということで、両サイド10メートル以内という話もありますが、どういうふうに対応していくかという問題について、市町村との関係がしっかり出てきます。そういう意味で、危機管理部が教育委員会、県土整備部、農林水産部、それからもっと言ったら工業用水や農業用水、企業局の管轄もあると思いますが、そういったもののまとめ役になり、なおかつ想定されることについては対応しなければならないと思います。また付託委員会のほうで質問させていただきたいと思います。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(14 時 03 分)